

令和 5 年 度

防府市明るい選挙推進協議会総会

日 時 令和 5 年 9 月 2 7 日 (水)
午前 9 時から
場 所 防府市役所 4 号館 3 階第 1 会議室

令和5年度防府市明るい選挙推進協議会総会次第

1 選挙管理委員会委員長挨拶

2 出席者自己紹介

(1) 防府市明るい選挙推進協議会委員・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ

(2) 防府市選挙管理委員会委員・・・・・・・・・・・・・・・・ 〃

(3) 防府市選挙管理委員会事務局職員・・・・・・・・・・・・・・・・ 〃

3 議題

(1) 会長（1名）の選任について

(2) 副会長（2名）の選任について

(3) 令和4年度啓発事業報告について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ

(4) 令和5年度啓発事業計画について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ページ

4 その他

(1) 令和5年度の選挙結果について・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ページ

資料 防府市明るい選挙推進協議会規約・・・・・・・・ 6～7ページ

防府市明るい選挙推進協議会委員

任期：令和5年5月1日～令和7年4月30日

氏名	選出母体
秋川 茂	防府市小学校長会
伊豆 利裕	防府市社会福祉協議会
国澤 雅彦	防府市老人クラブ連合会
福江 博子	防府市女性団体連絡協議会
美作 健悟	防府市中学校長会
山田 拓男	防府市自治会連合会
山内 亮太郎	防府青年会議所

(五十音順、敬称略)

防府市選挙管理委員会委員

職名	氏名
委員長	東福 和美
委員長職務代理	高森 哲郎
委員	西村 朋之
委員	野村 茂實

防府市選挙管理委員会事務局 TEL 25-2174 Fax 25-0193

職名	氏名
事務局長	須藤 千鶴
事務局次長	荒川 智紀
主任主事	岡藤 光洋

令和4年度啓発事業報告について

月 日	事 業 内 容	会 場	備 考
5月～9月	明るい選挙啓発作品の募集	優秀作品の展示 時期：2月9日～ 2月17日 場所：アスピラート 市民スペース	夏休みを利用して小・中学生 からポスター、習字、標語を 募集（1,315点応募） 9月16日一次審査実施
書面開催	防府市明るい選挙推進協議 会総会		
11月25日	選挙啓発推進者合同研修会	オンライン	県選管・県明推協主催
1月9日	若年者啓発	防府市公会堂	二十歳のつどい会場での 啓発冊子等の配布
1月27日	選挙啓発に係る出前授業	防府総合支援学校	
書面開催	山口県明るい選挙推進協議 会総会		県明推協主催
通 年	選挙物品の貸出し	小・中・高等学校	市選管主管

令和5年度啓発事業計画について

月 日	事 業 内 容	会 場	備 考
6月～9月	明るい選挙啓発作品の募集	優秀作品の展示 時期、場所：未定	夏休みを利用して小・中・高校生からポスター、習字、標語を募集
7月下旬～	新18歳到達者へ選挙啓発チラシの送付		奇数月に送付
9月1日	選挙啓発推進者合同研修会	山口県庁	県選管・県明推協主催
9月27日	防府市明るい選挙推進協議会総会	市役所4号館 3階第1会議室	啓発作品審査
10月1日	新選挙啓発	ルルサス防府	ほうふ市民活動フェスタでの啓発活動
1月7日	若年者啓発	防府市公会堂	二十歳のつどい会場での啓発冊子等の配布
3月	山口県明るい選挙推進協議会総会	山口県庁	県明推協主催
通 年	選挙啓発に係る出前授業・選挙物品の貸出し	小・中・高等学校	市選管主管

令和5年度の選挙結果について

令和5年4月9日執行 山口県議会議員一般選挙

有権者(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
44,890 (45,580)	48,729 (49,653)	93,619 (95,233)	17,661 (21,469)	19,530 (23,318)	37,191 (44,787)	39.34 (47.10)	40.08 (46.96)	39.73 (47.03)

()内 前回平成31年4月7日の結果

防府市明るい選挙推進協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、防府市明るい選挙推進協議会という。

(事務局)

第2条 この協議会の事務局は、防府市選挙管理委員会事務局に置く。

(目 的)

第3条 この協議会は、民主政治の基盤である選挙が、明るく行われるように有効適切な諸方策を企画し、効率的事業を実施して理想選挙の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 選挙啓発の企画及び実施
- (2) 各種資料の収集、作成及び配布
- (3) 関係団体等の連絡調整
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

(委 員)

第5条 この協議会の委員は、関係団体又は機関からの推薦のあった者の中から、防府市選挙管理委員会が委嘱する。

(役 員)

第6条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名

(会長及び副会長の義務)

第7条 会長は、この協議会の会務を総括し、この協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員及び委員の任期)

第8条 役員及び委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員及び委員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(会 議)

第9条 この協議会の会議は、総会（以下「会議」という。）とする。

- 2 会議は、委員全員をもって構成し、この協議会の業務に関する重要な事業について審議する。
- 3 会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 4 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議長は、会長が当たる。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が総会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、昭和49年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年9月17日から施行する。